

意見書案第 7 号

平成 29 年 9 月 8 日提出

提出者 松山市議会議員 清 水 宣 郎

大 塚 啓 史

岡 雄 也

吉 富 健 一

松 本 博 和

角 田 敏 郎

渡 部 克 彦

若 江 進

猪 野 由紀久

丹生谷 利 和

森 岡 功

宇 野 浩

平成 29 年 9 月 8 日 原案可決

北朝鮮による 6 回目の核実験の強行と弾道ミサイル発射に抗議する意見書について
北朝鮮による 6 回目の核実験の強行と弾道ミサイル発射に抗議する意見書を次のとおり
提出する。

記

北朝鮮による 6 回目の核実験の強行と弾道ミサイル発射に抗議する意見書

9 月 3 日 12 時 29 分に北朝鮮は 6 回目となる核実験を強行し、大陸間弾道ミサイル搭
載用の水爆実験に完全に成功したと発表した。

また、8 月 29 日早朝には、わが国の上空を通過する弾道ミサイルを発射し、北海道渡
島半島及び襟裳岬の上空を通過し襟裳岬の東約 1,180 キロメートルの太平洋上に落下
したものと推定されている。

核実験は、国際社会が強く非難している最中の暴挙であり、特に昨年 1 月 6 日と今回の

核実験は、水爆実験であると主張していることは、世界で唯一の被爆国であるわが国として絶対に認められない行為である。

かさねて北朝鮮は、わが国の上空を通過する弾道ミサイルを過去に２回発射しており、今回は事前予告もないままでの弾道ミサイルの発射は、航空機や船舶等の安全確保もされず、わが国の平和と安全並びに国民の生命と財産を脅かすものであり断じて容認することはできない。

さらに、北朝鮮は今後も太平洋に向けた弾道ミサイルの発射を続ける方針を表明しており、わが国の上空を通過することが常態化すれば、国民や国土の安全確保の観点から極めて深刻な問題で、国民の不安は増大する一方である。

このような北朝鮮の弾道ミサイルの発射は、わが国のみならず国際社会の平和と安全に対する重大な脅威となり、世界平和を願う人々への挑発であり、許しがたい暴挙である。

これまでも北朝鮮は、核開発の放棄並びに弾道ミサイル技術を使ったすべての発射を禁止する累次の国連安全保障理事会の決議や６カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言を軽視し、ことごとく違反し続けてきた。

このように、北朝鮮が他国の主権や国際社会の平和と安全を著しく損なう行為を強行することは、わが国にとっても極めて深刻な問題で、国民や国土の安全確保に疑念を抱かざるを得ない。

よって、国においては、次の事項について万全の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 北朝鮮に対して、国際社会との緊密な連携のもと、これまでの国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全なる履行はもとより、今後、このような暴挙が決して繰り返されることのないよう、早急な解決に向けた実効ある措置を講じること。
- 2 国民の生命と安全を守るため、関係省庁が一丸となって、ミサイル発射に関する情報の迅速な連絡体制を構築し、国民に対して的確な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣

防 衛 大 臣